

公立大学法人宮城大学微生物安全管理規程

令和7年3月27日

規程第200号

（目的等）

第1条 この規程は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）その他関係法令等（以下「関係法令等」という。）に基づき、宮城大学（以下「本学」という。）における微生物の取扱い（所持、保管、管理、使用、譲渡、受領、運搬、滅菌等をいう。以下同じ。）及び微生物を使用する実験（以下「実験」という。）の安全な実施のために必要な事項を定め、もって実験に従事する教職員及び学生等の安全の確保並びに適正な実験の実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 微生物 細菌（古細菌を含む。）、真菌、原生生物（原虫を含む。）、寄生虫、ウイルス（ウィロイドを含む。）、プリオン及びそれらの生産する毒素をいう。
- 二 病原微生物 ヒト、ほ乳類、鳥類又は魚類に対して何らかの機構により危害を及ぼす性質を持つ微生物であって、学術審議会特定研究領域推進分科会バイオサイエンス部会が策定した「大学等における研究用微生物安全管理マニュアル（平成10年1月）」（以下「マニュアル」という。）で定めるバイオセーフティレベル2以上に分類されるものをいう。
- 三 バイオセーフティレベル マニュアルで定める微生物の危険度の評価による分類をいう。
- 四 病原微生物管理区域 病原微生物の安全管理に必要な室又は区域をいう。
- 五 研究室 研究等に供する微生物の取扱いを行うことを目的とし、教職員及び学生等で構成するグループをいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学において微生物を教育、研究その他の科学上の利用に供する場合に適用する。

- 2 遺伝子組換え実験又は動物実験の実施を伴うものについては、この規程に定めるもののほか、公立大学法人宮城大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成21年宮城大学規程第55号）、公立大学法人宮城大学動物実験等規程（平成21年宮城大学規程第56号）その他本学の関連する規程等の定めるところによる。

（学長の責務）

第4条 学長は、微生物の取扱い及び実験に関する安全確保及び環境保全に必要な措置を講ずるものとする。

(学群長等の責務)

第5条 微生物を取り扱う学群、基盤教育群及び研究科（以下「学群等」という。）の長（以下「学群長等」という。）は、関係法令等及びこの規程の定めるところに従い、微生物の取扱い及び実験に関する安全確保並びに病原微生物管理区域の維持管理及び改善に努めなければならない。

(微生物安全管理専門委員会)

第6条 公立大学法人宮城大学研究委員会運営規程（平成21年宮城大学規程第51号）第8条第1項第8号の規定により設置される微生物安全管理専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、次に掲げる事項について調査、審議等を行い、又はこれらの事項に関して研究委員会を経由して学長に対し助言若しくは勧告をすることができる。

- 一 微生物の取扱い及び実験に関すること。
- 二 病原微生物管理区域に関すること。
- 三 実験の安全な実施のための教育訓練に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、微生物の安全管理に関すること。

2 専門委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- 一 研究委員会委員長が指名する者
- 二 微生物の取扱い及び実験に関して優れた識見を有する者
- 三 その他研究委員会委員長が必要と認める者

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門委員会の委員長は、研究委員会委員長が指名する。

5 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

6 専門委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

7 専門委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 専門委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

9 委員長は、調査、審議等の結果について、研究委員会に報告しなければならない。

10 研究委員会は、前項の報告を受けたときは、当該調査、審議等の結果について審議するとともに、研究委員会委員長は、その結果を学長に報告しなければならない。

11 委員長は、必要に応じ、病原微生物管理区域その他微生物の安全管理を行っている室又は区域を検査し、学群長等、次条に規定する微生物安全主任者及び第9条に規定する微生物取扱責任者に対し、助言し、及び報告を求めることができる。

(微生物安全主任者)

第7条 微生物を取り扱う学群等に、微生物安全主任者を置く。

2 微生物安全主任者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- 一 病原微生物管理区域における微生物の取扱いが関係法令等及びこの規程に従って適正に遂行されているか否かについて確認すること。

- 二 微生物取扱責任者に対し、微生物の管理及び実験の安全確保に関し、指導及び助言を行うこと。
 - 三 微生物取扱責任者に対し、第10条第1項の申請に当たり、あらかじめ内容に関し、指導及び助言を行うこと。
 - 四 その他微生物の管理及び実験の安全確保に関し必要な事項を行うこと。
- 3 学群長等は、微生物の取扱いに関する知識及び経験を有する当該学群等の教員のうちから、微生物安全主任者を選任しなければならない。
- 4 学群長等は、微生物安全主任者を選任又は解任したときは、学長に報告しなければならない。

(微生物安全主任者の代理者)

- 第8条 学群長等は、その職務を代行させるため、あらかじめ微生物安全主任者の代理者を選任しなければならない。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、微生物安全主任者の代理者について準用する。

(微生物取扱責任者)

- 第9条 研究室ごとに、微生物取扱責任者を置かなければならない。
- 2 微生物取扱責任者は、次に掲げる職務を行うものとする。
- 一 第10条第1項の申請及び微生物の取扱いに際して、関係法令等及びこの規程を遵守し、微生物安全主任者との緊密な連携の下に、実験の適切な管理を行うこと。
 - 二 当該研究室の教職員及び学生等に対し、実験で使用する微生物のバイオセーフティレベルに応じた適正な取扱いについて教育訓練及び指導を行うこと。
 - 三 その他当該微生物研究計画における微生物の取扱い及び実験の安全確保に関し必要な事項を行うこと。

(病原微生物の取扱いの申請及び許可)

- 第10条 病原微生物を取り扱おうとする場合には、微生物取扱責任者は、あらかじめ所定の様式により学群長等を経由して学長に申請しなければならない。
- 2 学長は、前項の規定による申請があったときは、研究委員会に付託しなければならない。
- 3 学長は、第6条第10項に規定する報告に基づき、許可の可否を決定するものとする。
- 4 学長は、前項の規定による許可を行ったときは、学群長等を経由して当該微生物取扱責任者に通知するものとする。

(病原微生物の取扱いの変更)

- 第11条 前条の規定は、病原微生物の取扱いを変更しようとする場合について準用する。

(学外者の病原微生物の譲渡の申請)

- 第12条 病原微生物の譲渡を受けようとする学外者は、あらかじめ所定の様式により学長に申請して許可を受けなければならない。
- 2 学長は、前項の規定による申請があったときは、専門委員会の議を経て、許可の可否を決定

するものとする。

(病原微生物の取扱いの中止)

第13条 微生物取扱責任者は、病原微生物の取扱いを中止する場合は、所定の様式により学群長等を経由して学長に届け出なければならない。

(病原微生物管理区域の申請及び許可)

第14条 病原微生物の取扱いは、学長の許可を受けた病原微生物管理区域で行わなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする学群長等は、当該学群等の病原微生物管理区域の設置について、所定の様式により学長に申請しなければならない。
- 3 学長は、前項の規定による申請があったときは、研究委員会に付託しなければならない。
- 4 学長は、第6条第10項に規定する報告に基づき、許可の可否を決定するものとする。
- 5 学長は、前項の規定による許可を行ったときは、当該学群長等に通知するものとする。

(病原微生物管理区域の変更)

第15条 前条の規定は、病原微生物管理区域を変更しようとする場合について準用する。

(病原微生物管理区域の廃止)

第16条 学群長等は、病原微生物管理区域を廃止する場合は、所定の様式により学長に届け出なければならない。

(実験の記録及び保存)

第17条 微生物取扱責任者は、実験に使用した病原微生物の種類及び実験を行った期間等に関する記録を作成し、これを保存するものとする。

(教育訓練)

- 第18条 専門委員会は、実験に従事する教職員及び学生等に対し、実験開始前に、関係法令等及びこの規程を熟知させるとともに、微生物のバイオセーフティレベルに応じた安全な取扱いに関する教育訓練を行うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、学群長等は、実験に従事する教職員及び学生等に対し、必要に応じ啓発を行うものとする。

(定期の健康診断)

第19条 教職員又は学生等が病原微生物を取り扱おうとする場合又は病原微生物を使用した実験を行おうとする場合は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条に規定する定期の健康診断を受診しなければならない。

(臨時の健康診断等)

第20条 理事長及び学長は、次に掲げる者があるときは、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、臨時に健康診断を行う等適切な措置を講ずるものとする。

- 一 病原微生物による感染が疑われ、それにより発症するおそれがある者
- 二 健康に変調を来した者又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった者

2 学群長等は、前項各号に掲げる事態が発生したことにより講じた措置について、速やかに学長に報告しなければならない。

(健康診断の記録及び保存)

第21条 理事長及び学長は、前2条の健康診断の結果を記録し、これを保存しなければならない。

(異常事態発生時の措置)

第22条 実験の安全確保に影響を及ぼすおそれのある場合又は実験中若しくは輸送中の事故等があった場合（以下これらの事態を「異常事態」という。）には、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 異常事態を発見した者は、直ちに微生物取扱責任者に通報すること。
- 二 微生物取扱責任者は、前号の通報があったときは、周辺にいる者に異常事態が発生した旨を周知させ、かつ、直ちに応急の措置を講ずるとともに、微生物安全主任者及び学群長等に報告すること。
- 三 学群長等は、前号の報告があったときは、必要な措置を講ずるとともに、遅滞なく、学長に報告すること。

(盗難等が生じた場合の措置)

第23条 病原微生物の盗難及び所在不明が生じたときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 盗難及び所在不明を発見した者は、極力探索に努めるとともに、微生物取扱責任者を通じて微生物安全主任者及び学群長等に通報すること。
- 二 学群長等は、前号の通報があったときは、必要な措置を講ずるとともに、遅滞なく、学長に報告すること。

(災害発生時の措置)

第24条 学群長等は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知しなければならない。

(庶務)

第25条 専門委員会の庶務は、研究推進・地域未来共創センター太白分室において処理する。

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、微生物の安全管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (R7.3.26 第221回理事会)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に取り扱っている病原微生物については、この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間は、第10条及び第14条の規定にかかわらず、当該許可を受けないで、当該病原微生物の取扱いを継続することができる。